

## かわさき教育プランに係るデザイン等作成業務委託仕様書

### 1 事業目的

本市では、教育委員会の取組内容を示す行政計画として「かわさき教育プラン」（以下「プラン」という。）を策定し、各施策の目的に基づき取組を推進している。現行プランが令和8年3月末に期間満了となるため、新たなプランの策定を進めている。

本業務は、市が作成するプラン原稿・データを用いて、市民が親しみやすく、短時間で理解・共感できる紙面となるよう、レイアウトデザインの工夫、写真・イラスト等のビジュアル活用、図表の再編集を行い、川崎の教育の魅力を市内外に分かりやすく伝えることができるようにデザイン等の委託を目的とするものである。

※プランは令和7年11月に素案を発表した段階であり、内容の確定は令和8年3月中旬頃を予定している。現時点の素案から確定版に向けては、大きな修正は生じない見込みである。

### 2 委託業務内容

市が提供するプランのデータに基づき以下の業務を実施する。

#### (1) プラン本編

親しみやすいイラストの挿入、図表の見やすさの向上等を行い、読みやすく洗練された紙面設計を行い、印刷すること。

イラスト、図表、アイコン等を用いる際には、ビジュアル要素を加味して制作（新規作成または再作図）すること。また、色だけに依存しない表現（形状・パターン併用）とし、アクセシビリティに配慮すること。

本文の用語・表記については、発注者と相談の上、統一を行った上で、印刷を行うこと。

- ・名称：第3次川崎市教育振興基本計画 かわさき教育プラン第1期実施計画（令和8（2026）年～令和11（2029）年）
- ・ページ数：111頁（内訳：本体55頁、資料編56頁）
- ・判型：A4横を基本とする。
- ・カラー：フルカラー
- ・紙質：（表紙）コート紙A判 70.5kg（本文）上質紙A判35kg
- ・印刷数：200部
- ・校正：校正2回以上、色校1回（簡易校正）以上

#### (2) 概要版

##### ア 概要版

本体の要点等を見開き中心で再編集し、図解・アイコン・Q&A等により短時間で要旨が把握できる概要版を作成し、印刷を行う。

- ・ ページ数：12 頁程度
- ・ 判型：A4 縦を想定（ただし、受託者の自由な提案を妨げるものでない）
- ・ カラー：フルカラー
- ・ 紙質：マットコート紙A判 62.5 kg
- ・ 印刷数：2 万部
- ・ 校正：校正 2 回以上、色校 1 回（簡易校正）

#### イ 概要版「やさしい日本語バージョン」

外国籍市民を含む多様な市民が内容を理解できるよう、2（2）アで作成する概要版を元に、委託者に確認を行いながら、受託者が概要版「やさしい日本語バージョン」の作成を行い、印刷すること。構成などは、2（2）アと同様とするが、印刷数は500部とする。

※本件作成にあたっては、文化庁の以下のホームページを参照すること。

「在留支援のためのやさしい日本語ガイドライン」

[https://www.bunka.go.jp/seisaku/kokugo\\_nihongo/kyoiku/pdf/92484001\\_01.pdf](https://www.bunka.go.jp/seisaku/kokugo_nihongo/kyoiku/pdf/92484001_01.pdf)

#### （3）ポスターの作成

プラン本編や概要版のイラスト等を活用し、ポスターを作成し、印刷する。

- ・ 判型：A1 縦
- ・ カラー：フルカラー
- ・ 紙質：コート紙135 kg
- ・ 印刷数：500部
- ・ 校正：校正 2 回以上、色校 1 回（簡易校正）

#### （4）デジタルポスターの作成

プラン本編や概要版のイラスト等を活用し、デジタルポスターを作成する。

- ・ 判型：判型が異なるデジタルサイネージ等（5パターン程度）での配信が可能な形式
- ・ 作成するデザイン：受託者が提案し、発注者と協議して決定することとする。
- ・ 校正：校正 2 回以上

### 3 納品

納品期限：令和8年3月24日（火）

ただし、2（1）及び2（2）アは令和8年3月13日（金）とする。

納品場所：川崎市教育委員会事務局教育政策室

※全ての制作物について、PDF及びAI、PNG形式で提出も行うこと。

### 4 その他

- （1）事業の成果物（デザイン、イラストなど）の著作権・著作権等の権利は、すべて本

市に帰属するものとする。また、川崎市はこれらのすべてについて２次利用する権利を有するものとする。

- (２) 著作権は本市に帰属するため、フリー素材などは使用しないものとする。
- (３) 有償素材の使用料など制作にかかるすべての費用は受託者の負担とする。
- (４) 事業の成果物や業務を遂行するために川崎市から提供された資料等を、川崎市の許可なく第三者へ提供及び受託業務以外の目的で使用してはならない。
- (５) 本市が発行する「男女平等の視点からの公的広報の作成に関する表現手引」に留意し、男女平等の視点を持って制作にあたり、性別に限らず、あらゆる差別的表現、構成とならないよう十分注意すること
- (６) 本市が発行する「公文書作成におけるカラーユニバーサルデザインガイドライン」の内容に配慮して制作を行うこと
- (７) 本市の指示により企画、編集方針等に変更が生じた場合は、双方協議の上対応すること
- (８) 事業の成果物の作成にあたっては、策定スケジュールを提示し、本市とスケジュールをすり合わせた上で地帯することのないよう作業を進めること
- (９) 業務完了後、速やかに業務完了報告をし、検査を受けること。なお、報告は文書により行うものとする。
- (10) 本仕様書に明示が無いもの及び疑義が生じた事項については、協議して定めるものとする。